

新型コロナ感染症対策に伴う原子力事業者の保安活動弾力化に係る運用の進め方

原規規発第 2004243 号
令和 2 年 4 月 24 日
原子力規制庁
原子力規制部

令和 2 年 4 月 22 日の第 3 回原子力規制委員会です承された方針を踏まえ、原子力事業者による保安活動の弾力化に係る運用について、当面の間、以下のプロセスで進めることとする。

【実用炉、研究開発炉（もんじゅ）、再処理施設の場合】

- ① 原子力事業者からの申出を原子力規制庁が書面で受け取る。ただし、書面の名義は原子力施設の管理責任者で足りることとし、検査グループの施設担当安全規制管理官宛てとする。
- ② 担当部門はその書面を速やかに原子力規制委員会のホームページに公表する。
- ③ 申出受領後速やかに原子力規制庁の判断文書の案を原子力規制委員会に諮り了承を得、その後申出をした原子力事業者に通知する。
- ④ 通知文書をホームページに公表する。

【上記施設以外の施設の場合】

- ① 上記と同じ
- ② 上記と同じ
- ③ 原子力規制部長決裁により、申出に対する原子力規制庁の判断文書を決定し申出をした原子力事業者に通知するとともに、ホームページに公表する。
- ④ 通知後に開催される原子力規制委員会でその内容を報告する。